

納税環境の整備について

令和元年12月12日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

I 無申告加算税の賦課決定の期間制限について

1. 現行制度の概要

- (1) 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、その貨物の引取りに係る輸入申告の際に、輸入申告書に必要事項を記載して、その貨物に係る関税の納税申告をしなければならないこととされている（関税法第7条第1項及び第2項）。
- (2) また、貨物を輸入しようとする者であって、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）又は当該貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（特例委託輸入者）（以下「特例輸入者等」という。）は、申告納税方式が適用される貨物について、必要な事項を記載した特例申告書を、その貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日（提出期限）までに税関長に提出することによって、関税の納税申告を行うことができることとされている（関税法第7条の2第1項及び第2項並びに第12条第9項第1号）。
- (3) 関税についての更正、決定又は賦課決定は、原則としてこれらに係る関税の法定納期限等から5年を経過した日以後においてはすることができずとされており（関税法第14条第1項）、特例申告に係る貨物につき納付すべき関税の法定納期限等は、特例申告書の提出期限とされている（同条第5項第1号）。
- (4) 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定することとなるが（関税法第7条の16第2項）、①当該決定がされた場合及び②当該決定がされた後に修正申告又は更正がされた場合には、その輸入の時までに納税申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、無申告加算税を課すこととされている（関税法第12条の3第1項第1号及び第2号並びに第5項）。
- (5) また、特例申告書を提出期限までに提出すべきであった者は、その期限後においても、税関長による税額等の決定があるまでは特例申告書（期限後特例申告書）を税関長に提出することができるが（関税法第7条の4第1項）、

当該特例申告書の提出がされた場合には、その提出期限までに申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、無申告加算税を課することとされている（関税法第12条の3第1項第1号及び第5項）。

2. 改正の必要性

- (1) 内国税においては、①納税申告をせずに税務署長の決定を受けた後に行う修正申告書の提出、又は②期限後申告書の提出が、加算税の賦課決定の期間制限（原則5年）の終了間際に行われる場合に、当該期間制限内に無申告加算税の賦課決定ができず、無申告加算税を賦課できない事案が生じている。そのため、賦課決定をすることができなくなる日前3月以内にされた①の修正申告書の提出又は②の期限後申告書の提出がされた日から3月を経過する日まで、無申告加算税の賦課決定を可能とすることを検討している。
- (2) この点、関税においても、納税申告をせずに税関長の決定が行われる場合、この決定の後、無申告加算税の賦課決定の期間制限が終了する間際に、修正申告書の提出がされる場合があり得る。また、特例輸入者等が行う特例申告書については、特例申告書の提出期限を超えて、無申告加算税の賦課決定の期間制限の終了間際に、期限後特例申告書の提出がされる場合があり得る。

3. 改正の方向性

関税の無申告加算税の賦課決定の期間制限について、その終了間際に申告書の提出がされた場合に無申告加算税の賦課決定を可能とするよう、内国税と同様の見直しを行うことが適当ではないか。

II 還付加算金及び延滞税の特例基準割合について

1. 現行制度の概要

(1) 還付加算金

関税に過誤納金があり当該過誤納金を還付する場合には、税関長は、還付すべき金額に付する利子として還付加算金を還付すべき金額に加算することとされている。

還付加算金は、関税が滞納された場合に延滞税が課されることとの balan

ス等を考慮して設けられたものであり、その過誤納金に係る関税の納付があった日の翌日から還付のため支払決定をする日までの期間の日数に応じ、年7.3%の割合で加算することとされている。

(2) 延滞税

法定納期限までに関税を完納しない等の場合には、納税義務者は、債務不履行に対する遅延利息として延滞税を納付しなければならないこととされている。

延滞税は、期限内納付の促進及び納税者の負担の公平の見地から設けられたものであり、その未納等に係る関税額に対し、法定納期限の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、年7.3%（2月を経過する日後は年14.6%）の割合で課されることとされている。

(3) 特例基準割合

還付加算金及び延滞税の年7.3%の割合は、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%）とし、延滞税の年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とされている（関税法附則第3項及び第5項並びに租税特別措置法第93条第2項）。

2. 改正の必要性

- (1) 内国税においては、現下の市中金利の実勢を踏まえ、租税特別措置法における還付加算金、延滞税等の特例基準割合の引下げ等を検討している。
- (2) この点、関税における還付加算金及び延滞税の特例基準割合は、租税特別措置法に規定する特例基準割合とされている。

3. 改正の方向性

関税の還付加算金及び延滞税に係る規定（特例基準割合）について、内国税と同様の見直しを行うことが適当ではないか。

Ⅲ 外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について

1. 現行制度の概要

関税についての更正、決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）は、原則としてこれらに係る関税の法定納期限等から5年を経過した日以後においてはすることができないとされている（関税法第14条第1項）。

2. 改正の必要性

- (1) 内国税においては、税務当局が、納税者の国外取引等について外国当局に情報提供の要請を行う場合、その回答までに相当の期間を要し、更正決定等の期間制限（原則5年）を徒過する場合もあるため、当該要請から3年間、更正決定等を可能とすることを検討している。
- (2) この点、関税においても、税関が、外国の税関当局、輸出者等（以下「外国当局等」という。）に対して情報提供の要請を行う場合、その回答までに相当の期間を要し、更正決定等の期間制限（原則5年）を徒過する場合もあり得る。

3. 改正の方向性

外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について、内国税と同様の見直しを行うことが適当ではないか。